

甲州市建設工事請負契約約款（平成17年甲州市告示第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置し、_____設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐 契約書記載の請負代金額が、建築一式工事の場合<u>8,000万円</u>以上、建築一式工事以外の場合<u>4,000万円</u>以上の工事については、主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、受注者が特定建設業者で、契約書記載の工事の下請負契約の請負代金の総額が、建築一式工事の場合<u>7,000万円</u>以上、建築一式工事以外の場合<u>4,500万円</u>以上になるときは、主任技術者に代え<u>監理技術者</u>を、建設業法第26条第3項ただし書に該当する場合は監理技術者補佐（同ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を専任で配置しなければならない。</p> <p>(3) 専門技術者 受注者が、建築一式工事又は土木一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするとき、又は専門工事を施工する場合において自らそれに附帯する他の建設工事を施工しようとするときは<u>配置</u>しなければならない。ただし、その専門工事の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、土木一式工事にあつては500万円に満たない工事の場合は、配置</p>	<p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置し、<u>これら</u>の者を定めて設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐 契約書記載の請負代金額が、建築一式工事の場合<u>7,000万円</u>以上、建築一式工事以外の場合<u>3,500万円</u>以上の工事については、主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、受注者が特定建設業者で、契約書記載の工事の下請負契約の請負代金の総額が、建築一式工事の場合<u>6,000万円</u>以上、建築一式工事以外の場合<u>4,000万円</u>以上になるときは、主任技術者に代え、<u>監理技術者</u>を、建設業法第26条第3項ただし書に該当する場合は監理技術者補佐（同ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を専任で配置しなければならない。</p> <p>(3) 専門技術者 受注者が、建築一式工事又は土木一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするとき、又は専門工事を施工する場合において自らそれに附帯する他の建設工事を施工しようとするときは、<u>配置</u>しなければならない。ただし、その専門工事の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、土木一式工事にあつては500万円に満たない工事の場合は、配置</p>

改正後（案）	現行
<p>しなくてもよい。</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>（発注者の請求による工期の短縮等）</p> <p>第22条 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>2 発注者は、<u>前項</u>の場合において必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>（不可抗力による損害）</p> <p>第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（<u>以下この条において「工事目的物等」という。</u>）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（<u>工事目的物等</u>）であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工</p>	<p>しなくてもよい。</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>（発注者の請求による工期の短縮等）</p> <p>第22条 〔略〕</p> <p>2 <u>発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</u></p> <p>3 発注者は、<u>前2項</u>の場合において必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>（不可抗力による損害）</p> <p>第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具_____に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（<u>工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>）であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工</p>

改正後（案）	現行
<p>事に関する記録等により確認することができるものに<u>係る損害の額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>以下この条において「損害合計額」という。</u>）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p>	<p>事に関する記録等により確認することができるものに<u>係る額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>第6項において</u>「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。_____</p>
<p>5 〔略〕</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、<u>「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。</u></p> <p>（検査及び引渡し）</p>	<p>5 〔略〕</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」_____として同項を適用する。</p> <p>（検査及び引渡し）</p>
<p>第31条 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして<u>前各項</u>の規定を適用する。</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに</p>	<p>第31条 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして<u>前5項</u>の規定を適用する。</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに</p>

改正後（案）	現行
<p>この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(11) 〔略〕</p> <p>(12) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は 常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>〔削る〕</p> <p>イ <u>役員等が</u>、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>認められるとき。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>エ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p>オ <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ・キ 〔略〕</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第54条 〔略〕</p>	<p>この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(11) 〔略〕</p> <p>(12) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者</u> _____を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又はその支店若しくは</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者 _____をいう。以下この号において同じ。）が<u>暴力団員</u> _____であると認められるとき。</p> <p>イ <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>ウ <u>役員等が</u> 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>したと</u> 認められるとき。</p> <p>エ 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>オ <u>役員等が</u> 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ・キ 〔略〕</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第54条 〔略〕</p>

改正後（案）	現行
<p>2～4 〔略〕</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>6 〔略〕</p>	<p>2～4 〔略〕</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年5パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>6 〔略〕</p>